

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 8 月24日
【会社名】	株式会社ウェッジホールディングス
【英訳名】	Wedge Holdings.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田代 宗雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地 神田橋安田ビル
【電話番号】	03 ( 5217 ) 0721
【事務連絡者氏名】	執行役員 山下 泰弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地 神田橋安田ビル
【電話番号】	03 ( 5217 ) 0721
【事務連絡者氏名】	執行役員 山下 泰弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 800,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 ( 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号 )

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社ウェッジホールディングス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（注）1
記名・無記名の別	無記名式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する本新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金800,000,000円
各社債の金額（円）	金20,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金800,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成24年9月10日
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限 (1) 償還の方法及び期限 本社債は、平成24年9月10日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。 本新株予約権付社債の発行後、当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合又は当社が合併により消滅することを当社の株主総会で決議した場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から1ヶ月以上2ヶ月以内の事前通知を行った上で、当該株式交換、株式移転又は合併の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する。 本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割又は新設分割を行うことを当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者は、当社に対して、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の2週間前までに事前通知を行い、かつ、当社の定める請求書（以下「繰上償還請求書」という。）に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本第3項記載の償還金支払場所（以下「償還金支払場所」という。）に提出することにより、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から1ヶ月以上2ヶ月以内の事前通知を行った上で、当該償還通知書記載の償還日に、残存する本社債の全部又は一部を、額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。 平成21年9月11日から平成22年9月10日までの期間については金102円 平成22年9月11日から平成23年9月10日までの期間については金101円 平成23年9月11日から平成24年9月9日までの期間については金100.5円 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。</p>

	<p>(2) 本項に定める償還すべき日(本社債を繰上償還する日を含む。)が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降、いつでも本新株予約権付社債を取得し消却することができる。但し、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 株式会社ウェッジホールディングス 経営管理本部</p>
募集の方法	第三者割当ての方法により、金銭出資および現物出資によりA.P.F.ホールディングス株式会社に全額を割り当てる。(注)2
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成21年9月9日～平成21年9月10日
申込取扱場所	株式会社ウェッジホールディングス 経営管理本部
払込期日	平成21年9月10日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はありません。
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。
取得格付	取得しておりません。

(注)1 当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。

2 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称	A.P.F.ホールディングス株式会社		
割当新株予約権付社債(額面)	金800,000,000円		
金銭による払込金額	金340,000,000円		
金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容	種類 金銭貸付債権 価額 金460,000,000円		
割当予定先の内容	本店所在地	大阪府松原市天美南四丁目7番25号	
	代表者の氏名	代表取締役 此下 益司	
	資本金の額	3百万円	
	事業の内容	M & A(合併・買収)、M & A(合併・買収)の助言及び仲介等	
	大株主(平成21年3月31日現在)	此下 益司(51%) A.P.F.Holdings Co.,Ltd.(49%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	50,000
	取引関係等	提出日現在、当社は割当予定先から460,000,000円を借入しております。	
	人事関係	当社の役員1名が同社の役員を兼務しております。	

資本金の額、大株主及び出資関係の欄は、平成21年3月末日現在のものであります。

割当予定先との間で、新株予約権付社債に譲渡制限を付すことを合意する予定であります。

### 3 募集の目的及び理由

当社は平成19年12月の株主総会において新たな経営体制を構築し、経営改革と事業の活性化に取り組んで参りました。その結果として、前事業年度末には当社は黒字化を達成するなど業績を回復させております。また経営改革の過程において、当社は不良資産・事業の整理・圧縮を続けながらも、同時に優良資産の獲得と収益事業への投資については積極的に行ってきたことにより業績の回復を加速させております。具体的な収益事業への投資の例としましては、当社は、投資育成事業の事業活動により平成20年4月より当社の持分法適用会社としておりましたタイ証券取引所一部上場企業であるGroup Lease PCL（主な事業内容：タイ王国におけるオートバイリース事業）について、その収益性・成長性を高く評価し、同社の株式を積極的に追加取得して参りました。その結果、当社は、平成21年6月30日時点で当社役員による間接所有を含めてGroup Lease PCLの発行済株式の51.72%を保有することとなり、同社を当社の連結子会社とすることと致しました。

タイ王国において、着実に業績を向上させている同社の事業により、当社は、平成21年第2四半期連結累計期間において1億4千5百万円の持分法適用利益を計上するなど、同社は、当社グループの連結業績に対しても極めて大きな貢献を果たしております。同様に、当社は、今後もより一層の企業成長に向けた優良資産の獲得及び収益事業の事業機会の追求を行う方針であることから、事業規模および業績を向上させるために必要となる事業資金についても増加するものと考えております。

このような状況下において、平成18年8月に発行いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付（MSCB））（発行総額5億円、付された新株予約権の数25個、新株予約権1個につき金2千万円）（以下、第1回転換社債）については、発行以来、当社株式の株価が下落を続け、転換価額修正の下限を下回ったまま推移したため、第1回転換社債に付された新株予約権の数25個のうち23個が行使されることなく今日に至っております。従いまして、第1回転換社債の一部が株式に転換されましたが、発行総額5億円のうち、転換されていない社債の金額4億6千万円につきましては、償還期限を平成21年8月に迎えることとなり、当社は償還に向け、第1回転換社債の割当先と協議を重ねるとともに、償還の方法を検討してまいりました。

上記の通り、当社は、今後も資金需要が増加するものと見込んでおり、現時点においては、第1回転換社債の償還に伴い内部資金を流出させることは、今後の事業拡大の可能性を狭めるおそれがあることから、第1回転換社債の償還原資を新たに社外より調達することが望ましいと考えるに至りました。

また一方、現在、当社が新たに見込んでおります事業機会を有効に活用するため、必要となる資金を現時点において確保することが、今後の当社グループの収益拡大にとって重要であると判断したことから、第1回転換社債の償還原資の調達と併せて、上記の新たな事業機会獲得に向けた資金を調達することとしました。

上記の理由により、無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達を行うことと致しました。

### 4 第三者割当による新株予約権付社債の発行の目的及び理由

今回の資金調達に関して、当社は調達におけるコストを最小に抑えることを図るとともに、調達資金が長期安定的に確保され、当社の財務基盤安定化に寄与する手段を選択することが重要であると考えております。また、同時に、当社の既存株主の利益に配慮する観点から、資金調達に伴う既存株式の急激な希薄化は、可能な限り回避できる方法を選択することが望ましいと考えました。

上記の方針のもと、当社は、取引先金融機関等とも協議を行いながら、現在の金融市場の状況および当社の状況を考慮し、多様な資金調達手段を検討してまいりましたが、現時点での金融機関等からの借入および新規株式発行による調達は、調達コスト、調達条件等において当社にメリットが少ないと判断いたしました。そのことから、当社の事業状況をご理解いただき、適切な条件において資金調達にご協力いただける引受先に対して、第三者割当による本新株予約権付社債を割当てる方法を選択することが、長期的資金を低コストで調達するためには最も有利であり、現時点の当社における最良の調達手段であるとの結論に至りました。

割当予定先からは、市場の状況と当社の資本政策の状況に鑑みながら、資本拡充が必要ならば、既存株式の希薄化に配慮しつつ、資本拡充が必要な限度において、新株予約権を行使して株式を長期保有していく方針であることを確認しております。

また、既存株式の急激な希薄化を避ける意図からも、今回は新株式発行ではなく、当社取締役会が必要と認めた場合に繰上償還をすることを可能とする新株予約権付社債を発行することが適切であると判断しております。これにより、今後、金融市場の状況や当社の事業環境の変化に応じて、新株予約権の行使による資金調達の必要性がないと判断される場合には、償還期限前に償還し、既存株式の希薄化を防ぐことができます。

### 5 割当先の選定理由

今回の第三者割当による新株予約権付社債の割当予定先としてはA.P.F.ホールディングス株式会社を予定しております。A.P.F.ホールディングス株式会社は、現在当社の筆頭株主であり、現在当社の第2位株主である明日香野ホールディングス株式会社と同じA.P.F.グループの投資事業会社です。当社は平成19年9月に同グループからの出資を受けた後、役員のパイプ等を通じて当社の経営管理体制の強化や事業強化の支援をいただき、結果として当社は平成20年度9月期決算において、4期ぶりの黒字転換を実現するなど業績を回復させることとなりました。同グ

ループとは安定的な事業パートナーとしての信頼関係を今後も継続する予定であり、現在も当社が推進しております経営改革と事業拡大についての経営方針を理解いただき、当社の事業の収益性についても評価をいただいておりますことから、今回の当社の資金需要に関しても理解いただき、資金支援をしていただくことになりました。本第三者割当による新株予約権付社債の発行に際して、社債引受資金の払込みの確実性を担保するため、払込みの意思を確認しております。また、当社の企業行動基準として、反社会的勢力との関係遮断を定めていることから、親会社にあたるA.P.F.ホールディングス株式会社についても再度反社会的勢力との関係性を確認しましたところ、反社会的勢力と関係がないことを民間の調査会社を通じて確認しております。

上記のような理由により、当社は割当予定先を選定いたしました。

#### 6 割当先の保有方針

割当予定先であるA.P.F.ホールディングス株式会社は、当社の独立性を尊重しつつ企業価値向上を目的とする長期安定株主であり、市場の状況と当社の資本状況に鑑みながら、資本拡充が必要なならば、既存株式の希薄化に配慮しつつ、資本拡充が必要な限度において、新株予約権を行使して株式を長期保有していく方針であることを確認しております。

#### 7 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書きの要件を充たすものであり、社債管理者は設置しません。

#### 8 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。当社が期限の利益を喪失した場合は、直ちにその旨を(注)9に定める方法で公告する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が本新株予約権付社債の発行要項(別記「償還の方法」欄第2項を除く。)に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (4) 当社が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (5) 当社の財産につき、差押、競売手続の開始又は租税滞納処分があったとき。
- (6) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 当社が債務超過又は支払不能となったとき。

#### 9 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債の社債権者に対し通知する場合の公告は、当社の定款所定の電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。また、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接通知する方法によることができる。

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>(1単元の株式数は1株である。完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使にかかる本社債の払込金額の総額を第2項記載の転換価額(但し、第3項によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、11,000円とする。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事項により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額の調整を行う。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期は、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期日の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合</p> <p>調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合には当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>

本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又はその取得と引換えに交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式は交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号(2) から の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2) から にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。但し、株券の交付については、(注)4の規定を適用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 転換価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用される時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用される既発行普通株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本号(2) の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まない。

	<p>(4) 本号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>4 第3項により転換価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> <p>5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし(計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げるものとする。)、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>6 本項第(1)号による交付株式数の算出の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨て、金銭の交付による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金800,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成21年9月11日から平成24年9月9日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>株主名簿管理人 日本証券代行株式会社</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>株式会社ウェッジホールディングス 経営管理本部</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。



新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の個数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、新株予約権の行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の新株予約権の行使請求の受付場所に提出しなければならない。

3 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が新株予約権の行使請求受付場所に到達した日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。

4 株券の交付方法

株券は発行されず、新規発行株式は証券保管振替機構を通じて交付する。

5 本新株予約権の行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社の普通株式の利益配当金又は中間配当金については、行使請求がなされた日の属する配当計算期間の期首に当該株式の交付があったものとみなしてこれを支払うものとする。

10 発行条件の合理性

発行条件の算定根拠

発行価額は(額面の100%)は、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析し、今回採用した各種条件を含め、本新株予約権付社債に付された新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることができる経済的価値とを勘案し、また、第三者機関にその評価を依頼し、評価報告書を取得した上で、全体として適正な発行価額であると判断いたしました。本新株予約権付社債の転換価額につきましては、本新株予約権付社債の発行にかかる取締役会決議の直前日までの3ヶ月間の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の終値の平均値(10,785円)を基準として、プレミアを付した11,000円を転換価額といたしました。なお、転換価額を算定する期間として上記期間の終値の平均値を採用したのは、一時的な相場変動の影響を受ける、本新株予約権付社債の発行に係る当社取締役会決議日前日の終値を基準とするよりは、3ヶ月間の終値の平均株価という一定期間の平準化された値を転換価額の基準とする方法が、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

## 2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
340,000,000	5,000,000	335,000,000

（注）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### （2）【手取金の使途】

発行価額8億円のうち、4億6千万円は、平成21年8月に償還予定日を迎える第1回転換社債の償還原資に充当することを目的としております。

本社債の払込期日前に第1回転換社債の償還予定日を迎えることから、当該償還予定日以前に、割当予定先から4億6千万円の貸付を受ける予定であり、当該貸付金により、第1回転換社債を償還する予定であります。本新株予約権付社債の発行価額8億円のうち4億6千万円は、当該貸付金を本新株予約権付社債の対価として、同額にて現物出資されることにより発行されるものであります。従いまして、実質的に借換えにより第1回転換社債の償還が行われることになり、本社債の発行価額8億円のうち4億6千万円は、償還原資に充当されるものとなります。

手取額となります3億3千5百万円につきましては、連結子会社の事業拡大に用いられる予定です。具体的には、当社の連結子会社であるGroup Lease PCLのオートバイリース事業拡大のための資金を平成21年12月末までに必要とするものと見込んでおります。Group Lease PCLのオートバイリース事業拡大のための調達資金の使途につきましては、本有価証券届出書提出日時点におきましては、具体的な事業構想を構築中の段階であり、内外の関係者に対して配慮する必要もあることから、詳細な内容についての記載は控えさせていただいております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

組込情報としての有価証券報告書（第7期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成21年8月24日）までの間において、変更が生じており、「事業等のリスク」として、次のとおり追加します。

また当該有価証券報告書中における将来に関する事項及び以下に追加記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年8月24日）現在において判断するものであります。

#### 投資育成事業のリスクについて

当社グループでは、連結子会社の株式会社エンジン及びENGINE HOLDINGS ASIA PTE.LTD.におきまして投資育成事業を行っており、短期投融資案件への投融資を積極的に行っております。又、平成21年7月に持分法適用関連会社としていたGroup Lease PCLを連結子会社といたしました。Group Lease PCLはタイ王国証券取引所に上場するリース引き受け会社で、継続的に利益を計上し、堅実経営を行っております。

しかしながら、タイ王国の経済情勢により業績が悪化した場合やタイパーツの為替変動等により、当社グループの損益に悪影響を与える可能性があります。又、短期投融資案件につきましても現時点で順調に推移しておりますが、世界的な信用収縮の金融混乱が続く状況において、継続的に利益を計上できない可能性があります。

#### 訴訟による損害賠償請求

当社の子会社である株式会社ラディクスモバニメーションは、同社が平成20年9月26日付で東京地方裁判所に提起しておりました制作受託契約義務違反による制作代金の支払を求める民事訴訟（以下、「本訴」と言います。）に対し、本诉被告であるミコット・エンド・バサラ株式会社から反訴という形式で損害賠償請求を提起されております。

当社としては、本訴において当社子会社の株式会社ラディクスモバニメーションの主張が認められるものと考えておりますが、裁判の結果によっては損害賠償請求により相当額の支払義務が発生する可能性があります。

#### 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行によって株主に与える影響

本新株予約権付社債の発行により、平成21年8月24日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は43.0%になる見込みであります。従いまして、今後すべての新株予約権が行使された場合を想定すると株式の大幅な希薄化が生じる可能性があります。このような希薄化に関して以下のように考えております。

本新株予約権付社債発行価額のうち4億6千万円は割当予定先の貸付金を対価とするものであります。実質的に第1回新株予約権付社債の償還原資となり、借り換えとなるものですが、当該金額を除く3億4千万円に関しては、新たな資金が増加するものとなります。手取資金の具体的な用途については、前述の通り、当社連結子会社であるGroup Lease PCLの事業拡大のための資金調達に伴う株式の追加取得を目的としております。現在、当社グループは平成21年6月30日時点で、当社役員による間接所有を含めて同社の発行済株式総数の51.72%を保有することとなり、同社を連結子会社としましたが、同社事業は、当社の平成21年第3四半期連結累計期間においても1億4千5百万円の持分法適用利益を計上するなど、当社に対しても極めて大きな貢献を果たしており、当社の収益を牽引する事業となっております。当社は、東南アジアの成長市場において高収益事業を展開する同社事業の成長性、収益性および将来性を高く評価しており、今後も、当社は、同社の成長機会に対して積極的に経営資源を投入することにより、業績の更なる向上を果たし、結果的に当社の株主へ利益が還元されると見込んでおります。従いまして、本新株予約権付社債の発行は、当社グループの企業価値向上に資するものと考えており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えられます。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権がすべて規定の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を平成21年8月24日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

## 親会社の議決権比率の増加

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合、割当先である当社親会社のA.P.F.ホールディングス株式会社の当社株式に係る議決権の割合は50.78%となり、同社の支配力が強まります。A.P.F.ホールディングス株式会社からは、従来から当社の経営の自主性を尊重するとの方針が示されており、かかる方針は、同社の当社株式の議決権比率が上昇しても維持するとの意向が示されておりますが、同社の経営判断が将来的に当社の経営に影響を与える可能性があります。

## 2 資本金の増減

後記「第四部 組入情報」の有価証券報告書（第7期）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、有価証券報告書提出日以後本有価証券届出書提出日（平成21年8月24日）までの間において、以下のとおり増加しております。

平成20年12月22日提出の有価証券報告書に記載の平成20年9月30日現在の資本金	増加額	本有価証券届出書提出日（平成21年8月24日）現在の資本金
769,140千円	420,000千円	1,189,140千円

（注）増加額は第三者割当増資による新株式発行によるものであります。

## 3 臨時報告書の提出

平成21年3月19日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

平成20年12月19日開催の株主総会決議により当社の親会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

## 1. 親会社の異動

(1) 当該異動にかかる親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 明日香野ホールディングス株式会社

住所 大阪市生野区巽北四丁目14番8号

代表者の氏名 代表取締役 此下 益司

資本金 250,000,000円

主な事業内容 事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主の議決権に対する割合  
議決権の数

異動前 27,590個

異動後 27,590個

総株主の議決権に対する割合

異動前 40.23%

異動後 40.23%

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

## 当該異動の理由

明日香野ホールディングス株式会社の議決権比率は40.23%となっており、金融商品取引法第24条の7に規定する親会社には該当していないが、平成20年12月19日開催の当社株主総会において明日香野ホールディングス株式会社及びその親会社であるA.P.F.Holdings Co.,Ltd.から受け入れた取締役が過半数を占めているため、財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社に該当するためであります。

## 当該異動の年月日

平成20年12月19日

## 2. 親会社の異動

## (1) 当該異動にかかる親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 A.P.F.Holdings Co.,Ltd.

住所 タイ王国バンコク市

代表者の氏名 代表取締役 此下 益司

資本金 281,000,000バーツ

主な事業内容 事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

## (2) 当該異動の前後における当該親会社の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

## 議決権の数

異動前 27,590個(うち間接所有分27,590個)

異動後 27,590個(うち間接所有分27,590個)

## 総株主の議決権に対する割合

異動前 40.23%(うち間接所有分40.23%)

異動後 40.23%(うち間接所有分40.23%)

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

## 当該異動の理由

A.P.F.Holdings Co.,Ltd.の議決権比率は40.23%となっており、金融商品取引法第24条の7に規定する親会社には該当していないが、平成20年12月19日開催の当社株主総会においてA.P.F.Holdings Co.,Ltd.及びその子会社である明日香野ホールディングス株式会社から受け入れた取締役が過半数を占めているため、財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社に該当するためであります。

## 当該異動の年月日

平成20年12月19日

## 平成21年3月23日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社の親会社及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

## 1. 親会社の異動(内閣府令第19条第2項第3号)

## (1) 当該異動にかかる親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 明日香野ホールディングス株式会社

住所 大阪市生野区巽北四丁目14番8号

代表者の氏名 代表取締役 此下 益司

資本金 250,000,000円

主な事業内容 事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

## (2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主の議決権に対する割合

異動前 27,590個(40.23%)

異動後 27,590個(16.36%)

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 平成21年3月23日に実施した第三者割当増資により、明日香野ホールディングス株式会社の議決権比率が16.36%となったため、財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社から除外となるためであります。

異動の年月日 平成21年3月23日

## 2. 主要株主の異動(内閣府令第19条第2項第4号)

## (1) 当該異動にかかる主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの A.P.F.ホールディングス株式会社

主要株主となるもの 日本製図器工業株式会社

## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

A.P.F.ホールディングス株式会社

異動前 0個(0.00%)

異動後 50,000個(29.66%)

日本製図器工業株式会社

異動前 0個(0.00%)

異動後 25,000個(14.83%)

## (3) 当該異動の年月日

平成21年3月23日

## (4) その他の事項

本報告書提出日(平成21年3月23日)現在の発行済株式総数、総株主等の議決権の数及び資本金の額

発行済株式総数 168,966株

総株主等の議決権の数 168,572個

資本金の額 1,189,140,900円

## 平成21年4月17日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社において特定子会社の異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

## 特定子会社の異動に関する事項

## (1) 当該異動にかかる特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 ENGINE HOLDINGS ASIA PTE.LTD.

住所 80 Raffles Place #33-00 UOB Plaza 1 Singapore 048624

代表者の氏名 代表取締役 Somyod Suteerapornchai

資本金 4,700,000 SGD

主な事業内容 投資事業

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 50,000個(うち間接所有分 50,000個)

異動後 4,700,000個(うち間接所有分 4,700,000個)

当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

異動前 100.0%(うち間接所有分 100.0%)

異動前 100.0%(うち間接所有分 100.0%)

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 平成21年4月17日にENGINE HOLDINGS ASIA PTE.LTD.が当社子会社である株式会社エンジンに対して実施した第三者割当増資により、ENGINE HOLDINGS ASIA PTE.LTD.の資本金が4,700,000 SGDとなり、当社資本金の100分の10以上に相当するため特定子会社となります。

異動の年月日 平成21年4月17日

平成21年5月15日提出の臨時報告書の訂正報告書

## 1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成21年3月23日に提出いたしました臨時報告書の記載内容の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 訂正内容

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

## 1. 親会社の異動(内閣府令第19条第2項第3号)

## (1) 当該異動にかかる親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 明日香野ホールディングス株式会社

住所 大阪市生野区巽北四丁目14番8号

代表者の氏名 代表取締役 此下 益司

資本金 250,000,000円

主な事業内容 事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

## (2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主の議決権に対する割合

異動前 27,590個(40.23%)

異動後 27,590個(16.36%)

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 平成21年3月23日に実施した第三者割当増資により、明日香野ホールディングス株式会社の議決権比率が16.36%となったため、財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社から除外となるためであります。

異動の年月日 平成21年3月23日

(訂正後)

## 1. 親会社の異動(内閣府令第19条第2項第3号)

親会社の異動

## (1) 当該異動にかかる親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 明日香野ホールディングス株式会社

住所 大阪市生野区巽北四丁目14番8号

代表者の氏名 代表取締役 此下 益司

資本金 250,000,000円

主な事業内容 事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

## (2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主の議決権に対する割合

異動前 27,590個(40.23%)

異動後 27,590個(16.36%)



## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 平成21年3月23日に実施した第三者割当増資により、明日香野ホールディングス株式会社の議決権比率が16.36%となったため、財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社から除外となるためであります。

異動の年月日 平成21年3月23日

親会社の異動

## (1) 当該異動にかかる親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 A.P.F.Holdings Co.,Ltd.

住所 タイ王国バンコク市

代表者の氏名 Anek Arampanich

Phongsak Thongluang

資本金 281,000,000バーツ

主な事業内容 事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

## (2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主の議決権に対する割合

## 1) 議決権の数

異動前 27,590個(27,590個)

異動後 0個(0個)

## 2) 総株主等の議決権に対する割合

異動前 40.23%(40.23%)

異動後 0%(0.00%)

( )内は、間接保有分を示し内数であります。

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 従来支配力基準によりA.P.F.Holdings Co.,Ltd.が明日香野ホールディングス株式会社を実質支配しており、又、平成21年3月23日に主要株主となったA.P.F.ホールディングス株式会社についてもA.P.F.Holdings Co.,Ltd.が実質支配していると判断していたが、平成21年3月31日現在の株主名簿では実質支配していると認められないため、財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社から除外となるためであります。

異動の年月日 平成21年3月23日

親会社の異動

## (1) 当該異動にかかる親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 A.P.F.ホールディングス株式会社

住所 大阪市松原市天美南四丁目7番25号

代表者の氏名 代表取締役 此下 益司

資本金 3,000,000円

主な事業内容 M&A(合併・買収)、M&A(合併・買収)の助言及び仲介等

## (2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主の議決権に対する割合

## 1) 議決権の数

異動前 0個(0個)

異動後 77,590個(27,590個)

## 2) 総株主等の議決権に対する割合

異動前 0.00%(0.00%)

異動後 46.02%(16.36%)

( )内は、間接保有分を示し内数であります。

### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 従来支配力基準によりA.P.F.Holdings Co.,Ltd.が明日香野ホールディングス株式会社及びA.P.F.ホールディングス株式会社を実質支配していると判断していたが、平成21年3月31日現在の株主名簿ではA.P.F.Holdings Co.,Ltd.が実質支配していると認められず、又、A.P.F.ホールディングス株式会社が明日香野ホールディングス株式会社を実質支配していると認められるため、財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社となるためであります。

異動の年月日 平成21年3月23日

平成21年7月24日提出の臨時報告書

#### 1 提出理由

当社において特定子会社の異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### 特定子会社の異動に関する事項

##### (1) 当該異動にかかる特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 Group Lease Public Company Limited

住所 63 Soi 1 Thetsabannimitrtai Road, Ladyao, Chatuchak, Bangkok 10900.

代表者の氏名 Vice Chairman Samart Chiradamrong

資本金 270,000千バーツ(2008年12月31日現在)

主な事業内容 Hire purchase financing of motorcycles.

##### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 26,260,000個(うち間接所有分 0個)

異動後 27,930,000個(うち間接所有分 1,670,000個)

当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

異動前 48.63%(うち間接所有分 0.00%)

異動後 51.72%(うち間接所有分 3.09%)

##### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当社の連結孫会社であるEngine Holdings Asia Pte,LtdがGroup Lease Public Company Limitedの株式を48.63%所有し、合わせて当社役員が3.09%保有することにより、当社の連結子会社とすることとなりました。これにより、当該連結子会社の資本金が当社の資本金の額の100分の10を超えているため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日 平成21年7月24日

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第7期)	自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日	平成20年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第8期 第3四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年12月25日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

## 双葉監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 室 恭 郎 印代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小 泉 正 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は当連結会計年度まで3期連続して当期純損失を計上し、又、営業キャッシュ・フローにおいても3期連続してマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準を適用しているため、当該基準により連結財務諸表を作成している。

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社の株式会社エンジンは平成19年10月25日にタイ王国証券取引所に上場しているグループリースパブリック社の株式を24.9%取得する株式売買契約を締結している。

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社の株式会社エンジンは平成19年12月6日に投資事業の新規案件に係る預け金2億5千万円を、投資先の指定する口座に預け入れている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月16日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

## ビーエー東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 伸之 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若 槻 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年11月28日開催の取締役会において、会社の取締役、監査役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

株式会社ウェッジホールディングス  
取締役会 御中

## ビーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸 之 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 谷 田 修 一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する注記に記載のとおり、会社は第2四半期連結会計期間より、映像使用権の償却方法を2年定率償却による方法から販売見込み額により原価を按分する方法に変更している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成21年7月24日開催の取締役会において、持分法適用関連会社としていたGroup Lease PCLを同日付で連結子会社とすることを決議している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、連結子会社の株式会社エンジンは、A.P.F.アセットマネージメント株式会社を営業者とする匿名組合への出資を実行している。
4. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、連結子会社の株式会社エンジンは、平成21年8月5日に明日香野ホールディングス株式会社に対して300万円の資金を貸し付けている。
5. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成21年7月24日付で、Group Lease PCLを連結子会社とすることに伴い、事業のセグメント区分の見直しを行うこととしている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成19年12月25日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

## 双葉監査法人

代表社員 公認会計士 室 恭 郎 印  
業務執行社員代表社員 公認会計士 小 泉 正 明 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングスの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は当事業年度において重要な当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準を適用しているため、当該基準により財務諸表を作成している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年10月25日に連結子会社の株式会社エンジンに4億9千万円の貸付けを行なっている。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年12月6日に連結子会社の株式会社エンジンに2億円の貸付けを行なっている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。



独立監査人の監査報告書

平成20年12月16日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

## ビーエー東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 伸之 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若 槻 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングスの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年11月28日開催の取締役会において、会社の取締役、監査役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。